

# 校訂『規約及議事簿』

日比野 晃

## はじめに

【規約及議事簿】は、愛知県犬山市内の三十数戸からなる中本町における、一八八八年（明治二二）から一九〇一年（明治三四）の、町内運営に関する記録である。

これは日本の社会が近代化される中で、地方の自治がどのように展開されていったか知る史料の一つとして価値があると考えられ、また、国語学的には近世から近代への表現様式の変化を知る上においても関心が寄せられる。

翻刻にあたり、出来るだけ原形をとどめることに努めたが、読解の便をはかり、次の原則にもとづいて校訂した。

一、段落（改行）は適宜に改変し、句読点・並列点を付した。

一、漢字は原則として原本のままとしたが、古字・同字・俗字等は通行の字体に改めた。（例、埜→野・支→事、柰→松・楓→梅、

秉→承・ヤ→出）

一、仮名の合字は通行の字体に改めた。（例、より→より、トキ→トキ）

なお、本分の語句の注は語句の右下に（ ）を付けて番号を付し、本稿の末尾にまとめて記した。

一、変体仮名は通行の平仮名に改めた。

一、明らかな誤字はことわりなく訂した。但し、「撰舉・撰出」は「選挙・選出」としないで、そのままとした。

一、送り仮名の不足、或いは必要のない送り仮名の箇所があるが、原本のままとした。

一、仮名は全体的に片仮名が用いられているが、部分的に平仮名の混用がある。これも原本のままとした。

一、書記した人が年によって代っているので同音異字の使用が各所にみられるが、どちらの表記が正しいのか分からないので、これも原本のままにした。（例、川田・河田、久造・久蔵）

一、解読できない文字は□または相当字数を□□□で示し、推定できるものは「」をつけて記した。又、様態を示す言葉も「」内に記した。（例、表紙・朱筆・欄外記述）

戊子明治廿壹年十一月

規約及議事簿

〔表紙〕

但、起立數<sup>(2)</sup>二入ルヲ許サス。

第九條 町務委員ノ任期ハ満壹ヶ年トス。

但、満期再撰スル事ヲ得。

茲ニ中本町組各營業上、諸般ノ便益ヲ圖ランカ為メ組内一同協議ノ上、組規約ヲ設立シ定メタル条款、左ノ如シ。

第壹條 組中ヨリ委員拾名ヲ投票撰舉スルモノトス。

第貳條 委員ハ町務委員ト名稱ス。

第參條 伍々長ハ幹事中ヨリ貳名ヲ互撰シ、伍々長專務スヘキ事。

但、伍々長、町務委員ヲ兼務スル事ヲ得。

第四條 町務委員当撰者ハ左ノ理由アルニ非サレハ町務委員ヲ拒辭シ、又ハ任期中退職スル事ヲ得ス。

一、疾病ニ罹リ事務ニ堪ヘサル者。

一、組内ニ於テ正当ノ理由アルト認ムル者。

第五條 町務委員ハ、伍々長・幹事從來固襲ノ事務ヲ除キ、組内一切ノ事務ヲ擔任シ處弁スルモノトス。

但、伍々長・幹事ニ於テ取扱難キト認ル事件ニ限ルヘシ。

第六條 町務委員ハ、出納ニ関スル事項ハ支出金高拾圓ニ限リ議決

スル事ヲ得、若、拾圓ヲ超過スル時ハ組内一統ノ協議ニ附スヘシ。

第七條 町務委員會ハ總テ村會法<sup>(1)</sup>ニ準シ議決スルモノトス。

第八條 町務委員會ハ組内ノ者ニ限り傍聴、且、必要ト認ムル事件ハ建議スル事ヲ得。

〔朱筆〕  
本人他へ移住ニ付取消  
〔朱筆〕  
本人他へ移住ニ付取消

清水代藏印  
柴田善左衛門印  
山田寅次郎印

〔抹消線〕  
山田半六印  
古田儀兵衛印  
伊神行馬印  
岡田金次郎印

加藤松兵衛印  
廣瀬忠兵衛  
出口久八印  
阿部萬次郎印  
永田嘉兵衛印  
栗本勘兵衛印  
河野豊壽印

此規約ハ組中三名以上ノ人員ニ於テ改正ヲ乞フトキハ協議ノ上訂正スルヲ得。

明治廿壹年十一月四日

右之條々盟約候付連署候也。

朱筆本人他へ移住二付取消

丹羽虎次郎抹消線印

大塚甚左衛門

水野 豊印

浅野栄吉印

原田まる印

武内信太郎印

梅田かな印

天野金平・金城・社・小倉・壽・近藤義太郎・大竹金兵衛  
各務ひさ付属  
十一月三日委員會議案及議決書二記載宜敷付、御熟覽ノ上御承  
知アリタシ。

朱筆本人移住二付取消

織田喜兵衛抹消線印

磯部友次郎

武内慶次郎

各務源七印

竹端録得印

河田幸太郎印

小池うめ印

森川辰二郎印

朱筆本人他へ移住、取消

明治廿壹年十二月三日委員會議案及議決、左ノ如シ。  
議案  
第一條 規約書各個條可否如何。  
第二條 町内等戸改撰ノ件。  
第三條 日壱文徵收ノ件。  
第四條 公園永続資金徵收ノ件。  
第五條 勸化等ノ處置如何。

附、天王まつり 津島神社寄附金如何。

第六條 秋葉神社代参ノ件。

第七條 祭礼費不足金四圓有余徵收ノ件。

第八條 山車倉庫修繕ノ件。以上

右議決

追加

第拾壹條 組内等級改撰ハ滿壹ヶ年ヲ経過スルノ後、毎年陰曆九月

委員會ヲ開キ改撰スルモノトス。

但、滿期改撰セサルモ盛衰ナキ以上ハ妨ナシ。且、非常

ノ異動アル際ハ此限ニアラス。

シ違約、應セサル者ハ組内ノ者一切交際スヘカラス。

第貳條 従前ノ通り月□内

集金ニ決シ、日壱文ノ文字ヲ祭礼費

(八)

但、他ヨリ移轉者モ本條ニ準據スヘシ。

月祭礼・船祭ヲ云フ)ト訂正。且、壹厘ニ付壹ヶ月六厘ト訂正ス。

事件ハ爾來貴官名義ニテ百事御取扱相成度、此段及御依頼候也。

明治廿二年一月

何組惣代

第四條 廿壹年十二月ヨリ昨年学校等戸割ニテ壹ヶ月分ツ、出金ニ

決ス。

第五條 組内中ニ信者アリテ  [諸] 勸化依頼人ヲ導クトキハ別段、或

ハ伍々長え申込時ハ伍々長於テ町内え帳簿  [遍達] ノ旨答フヘ

シ。且、組内者於テハ組内者ノ導クナクンハ一切寄帳スヘカ

ラ「サ」ル事ニ決ス。

附、津島神社寄附金、町務委員會ニ於テ金壹圓寄附スヘキニ決ス。其賦課方ハ左ノ如シ。

六  [段] 割 六分 十三・十四・十五 五分 十・十一・十二

四分 七・八・九 三分 五・六 二分 二・三・四

壹分 壱

但シ、十三・十四・十五ハ、壹菱三厘・壹菱四厘・壹菱五厘ヲ云フナリ。

第六條 従前ノ通り。

第七條 直ニ昨年日一文ニ準シ集金スヘシ。

第八條 修繕スルニ決ス。

但シ、実地  [目録] 拾円以上ノ工事ト認ムル際ハ、来ル本月

日待會議ニ附スル事ニ決ス。

当村九百九拾壹番戸建物年々修繕ヲ加ヘ保存ス。然ルニ毎年多額之金員ヲ費消シ、修繕スルモノ年々破壊スル事多キノミナラス、小學校分場ノ名稱棄却スルハ近キニアリ、當來何ニ因テ維持スル  [ヤ] 実ニ巨大之家屋ニシテ、空  [室] ノ破屋維持スルハ有益ニアラス。依テ普ク入札賣却シ残金員ヲ以テ  [裁] 扣所新築義捐金之不「足」額ヲ補ヒ、餘剩金ヲ以テ戸長役場新築費ニ充ツルヘキ  [六] 承諾候也。

戸長魚住安造殿宛  
乙號

何組惣代

印

明治廿二年一月

戸長魚住安造殿宛

印

右甲號依頼書及ヒ乙號承諾書調印ノ可否、明治廿二年一月十三日、臨時委員會ニ於テ協議ノ上、可ト認メ、各務源七・高木鑄太郎ニ組惣代調印スヘキ依頼候。依テ各町務委員署名捺印候也。

明治廿二年一月十三日

町務〔委〕員 加藤松兵衛印

稻置村公有財産変更及ヒ残財産ニ係ル放出、其他一村共有ニ関スル

甲號 依頼書

全

瀧 傳四郎印

印

印

全

印

栗本勘兵衛印

河野豊壽印

阿部萬次郎印

姥原久造印

廣瀬忠兵衛印

出口要印

永田嘉兵衛印

日ヨリ正月三日夜迄ヲ七名の方ヨリ負擔スル事ヲ得。

加藤松兵衛君・廣瀬忠兵衛君・姥原久造君・阿部萬次郎君

栗本勘兵衛君・武内信太郎君・高木鏗太郎君 メ七名

明治廿二年十月廿六日 舊十月三日ニ當ル。町務委員通常開會。

加藤松兵衛・姥原久造・永田嘉兵衛・阿部萬次郎・伊神行馬

廣瀬忠兵衛・大竹藤一・河野豊壽・瀧傳四郎・欠席 高木鏗太郎

左ノ課目ヲ議決ス。

号外第壹條

幹事勤務中事故アリテ他エ移轉シ明家トナルニ至リハテ、其次ヲシテ勤務スルノヲ得ル。年度中ニ該明家エ入籍スル人アルトキハ、翌年ニ復シ勤務スル事。年限中ニ他ヨリ入籍セサルニ至リハテ、可否ヲ問ハス除役タルヘシ。

号外第二條

本組夜廻リ、旧十一月十八日夜始メ、旧来陽二月中ヲ勤務スル事。

〔備外記載〕  
正月廿二日ト改ルナリ。

毎夜午后十時ヨリ夜明ケニ至ル式組ヲ以守護スル事。

〔備外記載〕  
宿八每戸カ合ニテ相勤ル事。

左ノ七人ハ大間口并□之廉ヲ以義務ヲ尽サレ、旧十二月廿五

明治廿三年旧八月朔日、役割之際協議条、左ニ課目ヲ記ス。

一、河野豊壽殿より老年之廉ヲ以、幹事除役之事ヲ申出サレシヲ左ニ決議ス。

幹事ハ無論勤役之事ニシテ、幹事五名之内ヲシテ申合、義務を負擔ス。

廿三年旧八月廿五日此件取消。

一、各務源七殿ヨリ、妻、山田屋ひさノ両家ニシテ家事ニ□〔採〕リテ

殆ント困難ノ場合、其事実タルヤ細君ハ山田屋ノ家事エ廻リ、長男ハ下山え勤役スルニシテ各務家ノ留す居無キヲ困シ、本年限リ役錢出金ノノ事ヲ申出サレ。

決議

本案之如キ事実無相違ニ據リ、本人申出之如ク承リ置候事。但し本年限。

一、小倉壽殿よりハ是迄役抜トシテ金貳円ヲ差出シ來りける處、本年より貳円出金之義務難盡ニ附、後家同様ノ勤役ヲスルヲ要シ度、此申出サレシ事。

廿三年町務委員通常會 十月十八日、旧九月五日當ル。

加藤松兵衛・高木鏞太郎・廣瀬忠兵衛・阿部萬次郎・伊神行馬

滝 傳七・姥原久造・永田嘉兵衛・栗本勘兵衛・大竹藤一

左之課目ヲ議決ス。旧九月通常會決議、左ノ如シ。

一、諸役拔料、毎年旧九月・旧正月毎、日待ノ節前収スヘシ。

廿四年町務委員当撰者。旧九月十八日通常會。

加藤松兵衛・欠席 廣瀬忠兵衛・高木鏞太郎・大竹藤一・姥原久藏

阿部萬次郎・伊神行馬・永田嘉兵衛・水野 豊・滝 傳四郎

左ノ課目ヲ議決ス。

一、金城社役拔料減額ノ可否。

決議 半額、即チ壹円。

但シ、金城社タルハ廿三年限借家解ニ相成、其后年度中六ヶ月

貸家ナル事、事実無相違候據リ、前頭之如ク議決ス。

一、町内祝儀酒之件。

右廿二年より廿四年ニ至ル下山へ差出シ、廿五年ヨリハ此限ニ

非ス。

一、山田屋ひさ殿役錢之件。

決議 十武菱五厘。

右役錢ハ、廿五年より更ニ改正之金員ハ總テ廿五菱ツ、差出ス

事。後家ノ外ハ事故ナクシテ勤役セサルハ不許。

当組ニ永続スル新後家ハ相續人タル男子ナキトキハ、三ヶ年祭

典ニ関スル事柄役拔トス。三ヶ年経過スル已上ハ例ニ據廿五菱

ヲ差出ス事。是迄ハ半額ヲ請取スル事ナレトモ、更ニ三ヶ年ハ役錢相廢シ候。

右決議。

廿五年度日一文訂正、左ニ。

1 壱菱五厘

2 壱菱四厘

3 壱菱三厘

4 壱菱二厘

5 壱菱一厘

6 壱菱五厘

7 壱菱四厘

8 壱菱三厘

9 壱菱二厘

半〇

岡田弥兵衛	伊神行馬	天野金兵衛	大塚甚左衛門	原田まる	小川代助	小池むめ
-------	------	-------	--------	------	------	------

日比野晃：校訂『規約及議事簿』

15	14	13	12	11	10
壹厘	貳厘	三厘	四厘	五厘	六厘
計 貳百六拾四割					
○					
水野 豊	中嶋半兵衛	出口久八	大竹藤一	各務源七	廿五年旧正月十九日。町内惣日待之際、左ノ課目ヲ提出シ、決議左二。
浅野栄吉	川田甲太郎	岩田 扣	山田屋ひさ	永田嘉兵衛	廿五年度町務委員當撰者。旧九月十一日通常會。
河野ますよ	武内圭二郎			一、壹菱五厘	加藤松兵衛・廣瀬忠兵衛・磯部友次郎・蛇原久造・武内信太朗
森 金兵衛	山田寅二郎	小倉 壽			栗本勘兵衛・滝 傳七・大塚甚左衛門・高木鏞太朗・阿部萬次郎
清水代蔵	長繩源之丞	加藤 扣	壹菱四厘		加藤松兵衛
梅田かな					廣瀬忠兵衛
近藤義太郎	加藤支店	小計、五菱六厘			
高木鏞太郎	滝 傳七				
阿部萬次郎	小川代助				
伊神行馬					
九厘	壹菱貳厘				
	壹菱				

大脇甚左衛門	原田まる	小計、壱菱五厘	八厘
岡田弥兵衛	水野豊	小計、武菱四厘	武厘
中島半兵衛	森田市太朗	小計、壱菱二厘	五厘
出口久八	勝野敏助	小計、壱菱	六厘
大竹藤一	長繩源之丞	計、金武百五拾七文	七厘
永田嘉兵衛	梅田かな		
河野ます	大脇梅次郎		
山田寅次郎	森田市太朗		
明治廿六年十月八日、我組内御祭礼山風 <small>(12)</small> ノ為メ丸山ヨリ帰宅ノ際、 熊野町ノ者、無謂黨ヲ為シ道ニ要シ、危害ヲ加ヘント現ニ当組内武 内信太郎ヲ再三衝倒サレ、漸ニ身ヲ以テ免ル、事ヲ得。実ニ言語ニ 絶セシ暴行ト謂ハザルヲ得ス。斯ル野蠻極ル者ニ對シ使用スルハ不 快ニ付、依テ茲ニ組内一統協議ノ上、署名捺印シ 萬般使用セザル 事ヲ盟約候也。	勝野敏助		
但、此盟約ニ違約スル者ハ違約金五円ヲ徵収スルモノトス。 明治廿六年十月八日	廣瀬忠兵衛印		
小計、壱菱二厘	原田慶次郎印		
三厘	小川五郎三郎印		
武内圭次郎	森田市太郎印		
小倉壽	加藤松兵衛印		
扣	廣瀬忠兵衛印		
	原田慶次郎印		
	小川五郎三郎印		
	森田市太郎印		

伊神行馬印	蛯原久造印	岡田金次郎印	阿部萬次郎印	河野ますよ印	清水代藏印
中嶋半兵衛印	山田寅次郎印	大竹金兵衛印	大塚甚左衛門印	岩田治平印	水野豊印
滝傳四郎印	浅野栄吉印	栗本勘兵衛印	永田嘉兵衛印	各務源七印	武内信太郎印
壱菱六厘	壱菱五厘	壱菱四厘	壱菱三厘	壱菱式厘	梅田かな印
加藤松兵衛・廣瀬忠兵衛	高木鋪太郎	阿部萬次郎	大塚甚左衛門	大塚甚左衛門	出口要印
右連署スル所ノ熊之町葛藤事件、氏子惣代田中藤君、右御両君御仲裁相成、更□事済相成候也。	廿七年度日掛、左二訂正ス。但し、祭禮費□割 廿七年度日掛、左二訂正ス。但し、祭禮費□割 廿七年度日掛、左二訂正ス。但し、祭禮費□割 廿七年度日掛、左二訂正ス。但し、祭禮費□割 廿七年度日掛、左二訂正ス。但し、祭禮費□割 廿七年度日掛、左二訂正ス。但し、祭禮費□割	原田慶次郎・水野 豊	小池むめ・岡田弥兵衛	大竹藤一・岡田支店・中島半兵衛	大竹藤一印
小倉はる印	五厘	六厘	七厘	八厘	九厘
磯部友次郎印	各務源七・岩田支店・中島半兵衛	各務源七・岩田支店・中島半兵衛	各務源七・岩田支店・中島半兵衛	各務源七・岩田支店・中島半兵衛	各務源七・岩田支店・中島半兵衛

右連署スル所ノ熊之町葛藤事件、氏子惣代田中藤一君・小島弥次郎君、右御両君御仲裁相成、更□事済相成候也。依之右連署消滅ス。

四厘	武内圭次郎・河野ます・山田寅次郎・河田甲太郎	拾五菱	姥原久造・武内信太郎・栗本勘兵衛・磯部友次郎
	大竹金兵衛	拾四菱	高木鑄太郎
三厘	永田嘉兵衛・勝野敏助・小倉壽・加藤扣	拾三菱	阿部萬次郎
	清水代藏	拾式菱	滝傳七
式厘	森田市太朗・長繩源之丞・梅田かな・大脇吉一郎	九菱	伊神行馬・小川五郎三郎
計、式百六拾六割		八菱	原田慶次郎・水野 豊
右、明治廿六年十一月廿七日 旧十一月廿日ニ當ル。		七菱	藤甚支店・小池うめ
町務委員決議ス。		六菱	岡田金次郎・大竹藤一・浅野栄吉
加藤松兵衛・欠席 廣瀬忠兵衛・高木鑄太郎・伊神行馬・大竹藤一		五菱	大竹金兵衛・各務乙二郎・岩田支店
欠席 姥原久造・永田嘉兵衛・水野 豊・大塚甚左衛門・滝 傳七		四菱	中島半兵衛・勝野敏介・武内慶次郎・河野ます
右、拾名		山田寅次郎	
明治廿七年十月十日、町務委員改撰。其結果左ノ如シ。		三菱	平尾 要・梅田友吉・永田嘉兵衛・長繩源之丞
加藤松兵衛・廣瀬忠兵衛・阿部万次郎・伊神行馬・滝 傳四郎		加藤 扣・清水代藏	
姥原久造・武内信太郎・栗本勘兵衛・磯部友次郎・水野 豊		式菱	河田甲太郎・森田市太郎・大脇吉一郎
例年之夜廻リは左ノ如ク決ス。			
三名ヅ・徹夜通番ニ勤務ノ事。但、代人ヲ出ストキハ拾五歳以上ノ男子ニ限ル。旧十一月一日より高木・武内・大脇ノ三氏はじめるゝ筈。			明治廿八年一月一日、阿部萬次郎裏出火。其翌二日臨時日待を催し議決スル事左ノ如シ。
右、明治廿七年十月十日、日待ノ節決議ニ係ル。			一、金式円 ○組消防夫へ慰労金トシテ遣ス事。但、此金ハ祭礼費ノ内ヨリ 支出ノ事。
明治廿七年、日掛錢左之通訂正ス。			一、金壺圓 消防器械備付場所借入之報酬トシテ大竹藤一へ遣ス事。
拾六菱 加藤松兵衛・廣瀬忠兵衛			一、火災之節ニ用フル提灯ヲ町内一般ニ巻張ヅ、調製スル事。但、徽号ハ各戸思ヒミニ□為スモ、其模形ハ同一ニ製スル筈。

明治廿八年二月七日、旧正月十三日、日待會、議決。

本年八日清事件ノ為メ幹事用繁劇ニ付、軍事ニ関スル件ハ町内各組ヲシテ交番補助スル事ニ決ス。

順次 第壱、中組。 第貳、下組。 第三、上組。

一、丹羽郡恤兵會、当組出金分金拾三円八十銭ノ八掛ケ乃至七掛  
金□其□分学校等級割、又、残□分ヲ組内日一文割ニテ二  
月中ニ徵集シ、出金スル事ニ決ス。

明治廿八年九月七日ノ日待ニ議決スル事、左ノ如シ。

第一條 町務委員改撰ノ件。

一、町務委員ヲ改撰スルニ付、町内組費月掛日一文ヲ計貳百六拾文  
トシテ、其半額金百三拾文迄デ出金者ヲ第一級者（則チ、月掛ケ  
拾武文以上ノ者）トシテ、以下（月掛ケ拾文以下）ハ第二級者ト  
シテ、第一級者ヨリ五名、第二級ヨリ五名、都合拾名ノ町務委員  
ヲ撰定スル事ニ決ス。

撰舉結果、左ニ記ス。<sup>⑬</sup>

- 一、式拾二点
- 一、二拾二点
- 一、式拾一点
- 一、拾九点
- 一、拾七点
- 一、拾四点

加藤松兵衛	伊神行馬	一、拾二点
武内信太郎	水野 豊	一、五点
高木鑄太郎	永田嘉兵衛	一、三点
廣瀬忠兵衛	大竹藤一郎	一、三点
滝 傳七	平尾 要	一、三点
阿部萬次郎	岡田金太郎	一、九点
	小川五郎三郎	一、七点
	浅野栄吉	一、六点
	大竹金兵衛	一、六点
	勝野敏介	一、五点
	大塚甚左衛門	一、五点
	武内慶次郎	一、五点
	各務音次郎	一、三点
	大竹	一、六点
	無効ノ部	一、一点
	名義不明ノ分	一、一点
當撰者	各務音次郎	一、一点
加藤松兵衛・武内信太郎・高木鑄太郎・廣瀬忠兵衛・滝 傳七	伊神行馬・水野 豊・永田嘉兵衛・大竹藤一郎・平尾 要	磯部友次郎 姥原久藏 栗本勘兵衛

山庫新築件(14)

一、山庫新築件ニ付、凡ソ見積金高ヲ百円トシテ其半額分ヲ義捐金  
ニテ集メ、残半額ハ町内等級割（則チ日一文集法）ヲ以テ集金シ  
テ改築スル事ニ決ス。但シ其夜、有志帳ヲ造リ各自記名有之候。

明治廿八年十二月三日、町務委員會左之通り。

加藤松兵衛・欠席 廣瀬忠兵衛・欠席 高木鑄太郎・欠席 平尾要

伊神行馬・大竹藤一・武内信太郎・永田嘉兵衛・滝 傳七

欠席 水野 豊 メ拾名

右町務委員會ニ於テ左之通り決議スル。

一、武内信太郎氏扣家ニ對スル日一文拾ヶ月分金七拾錢ハ（但シ廿  
七年度分）蹟家明家ニナリ居タルヲ以テ、特別ヲ以テ半額金三拾  
五菱ニスル事。尤モ后集金モ同様ノ事。

一、栗本勘兵衛氏扣家モ前件ト全様ノ取扱ヒ之筈ニ決定スル。

明治廿八年度月掛錢、左之通り改正スル。

拾六錢 加藤松兵衛・廣瀬忠兵衛

拾五錢 蟫原久藏・武内信太郎・栗本勘兵衛・磯部友次郎

拾四錢 高木鑄太郎

拾三錢 阿部萬次郎

拾二錢 滝 傳七

拾一錢 伊神行馬・小川五郎三郎

九錢 大塚甚左衛門

八錢 原田慶次郎・水野 豊

七錢 小池うめ

六錢 岡田金次郎・大竹藤一・浅野栄吉

五錢 大竹金兵衛・各務乙次郎・岩田支店

四錢 勝野敏介・武内慶次郎・河野ます・山田寅次郎

小川宅次郎

三錢 平尾 要・梅田友吉・永田嘉兵衛・長繩源之丞・加藤 扣

清水代蔵

貳錢 吉野仲一・森田市太郎・大脇吉一郎・栗本 扣

メ金貳円六拾貳錢候也。

町内ノ夜番ハ明治廿九年拾二月三十日迄デ分ハ永田嘉兵衛氏方迄デ  
ニテ終ル。依テ此處ニ記載スル者也。

明治三十年旧十一月、日待ニテ町務〔委〕員、一級五名・二級五名  
都合拾名撰定ニ決ス。

撰舉人、左ノ「如シ」。

一、十一点

一、十点

一、八点

一、五点

一、五点

二級

一、十点

水野 豊

日比野晃：校訂「規約及議事簿」

明治三十一年  
一、七点  
一、六点  
一、十二点

明治三十一年祭典費割、町務委員會ニ於テ決議、左ノ如ク。	一、十二点	永田嘉兵衛
	一、七点	大竹藤市
	一、六点	淺野栄吉
	一、六点	平尾 要
	一、全	一、全

岩田支店 大竹金兵衛 岡田金次郎 各務乙次郎 勝野敏介 梅田友吉 小川宅次郎 山田寅次郎 平尾 要 永田嘉兵衛 加藤 扣 長繩源之丞 大脇吉一郎 近藤 梅 吉野忠之 河野ます 竹内やつ 森田市太郎 清水代蔵 田中鉄次郎

一、日待之節、神官ノ礼是迄五箋之処、以来拾箋ニ訂正相成候事。

一、本年代参ヲ以、大神宮軸ヲ迎ヘル事ニ決定候。

一、学校浦水井戸ノ中浚ヲ下本町ヨリ促し越候付、協議ノ上同意ニ決定ス。

一、武内やつ役抜之儀申出ニ付、委員へ協議致し候處、金壱円ヲ以許容スペキ旨ニ付、右決定ス。

三拾一年四月十三日、町務委員會議。

加藤松兵衛・廣瀬忠兵衛・高木鏞太郎・瀧 傳七・蛯原久造

水野 豊・大竹藤一・浅野栄吉・永田嘉兵衛 已上列席者

四月廿七、八日祭典済次第新當番へ引渡すべき事。

従来旧五月日付を新五月と改定すべき事。

但、正月・九月ハ從前之通り。

岩田支店ハ包金を以て當番除き許諾せし事。

水野豊當番勤務中、忌中差支を生じ候ニ付、順送りと可致候事。

已上決議候也。

明治三拾一年新五月十四日、栗本日待席ニテ左ノ件決議ス。

一、車山預り場、上・中・下之區別ヲ立ル件。

但シ、卅二年、中組。卅三年、上組。

卅四年、下組。卅五年、中組。

一、手子支度儀、當番タリトモ除カザル件。

一、御神札納社修繕之件。

一、町務委員改撰之件。

一、十八点  
但、一級五名、二級五名、都合十名撰定ニ決ス。

一、十八点

一、十六点

一、十六点

一、十一点

一一級

一、十六点

一、十三点

一、十三点

一、十三点

一、十三点

一、十一点

一、十一点

明治三拾貳年新五月式日、小川日待席ニテ左ノ件決議ス。  
一、車山水引<sup>(19)</sup>修繕及中山幕破損ノケ所修復之件。

一、町務「委」員改撰之件。

但、壱級五名、弐級五名、都合拾名。当日撰挙當撰者左ノ如シ。

一、廿壱点

一、十九点

一、十五点

一、弌十点

高木鏞太郎

武内信太郎

加藤松兵衛

廣瀬忠兵衛

瀧 傳七

大竹藤一

浅野栄吉

永田嘉兵衛

水野 豊

平尾 要

一、十二点

式級

一、十七点

一、十六点

一、十六点

一、十参点

一、十三点

小川五郎三郎

一、同

永田嘉兵衛

一、同

浅野榮吉

一、同

大竹藤一

一、同

岡田金二郎

一、同

平尾要

一、同

九菱

一、同

八菱

一、同

七菱

一、同

六菱

一、同

五菱

一、同

四菱

一、同

三菱

一、同

二菱

一、同

一菱

一、同

高木鏞太郎  
磯部友次郎  
武内信太郎  
阿部萬次郎  
伊神行馬

小川五郎三郎

瀧傳七

原田慶次郎

大塚甚左衛門

小池むめ

岩田支店

浅野栄吉

大竹藤一

勝野敏介

大竹金兵衛

各務音次郎

岡田金次郎

梅田友吉

小嶋清三郎

小川宅次郎

山田寅次郎

加藤支店

永田嘉兵衛

1 一、拾七錢  
2 一、拾六錢

更正ヲ決議ス。

一、同

加藤松兵衛  
姥原久藏  
廣瀬房兵衛  
栗本勘兵衛

明治參拾參年陰曆九月廿二日勝野敏介方ニ於て日待之節、日掛錢之更正ヲ決議ス。

加藤松兵衛・高木鏞太郎・阿部萬次郎・瀧傳七・武内信太郎  
其式級ハ  
淺野栄吉・大竹藤一・勝野敏介・永田嘉兵衛・岡田金次郎明治參拾參年陽曆五月四日、高木鏞太郎方日待の席にて決議シタル件、左ノ如シ。  
一、皇太子殿下大婚奉祝用トシテ塗竿・國旗一齊ニ調製スル事。  
一、町務委員改撰。即、當撰者左ノ如シ。

其式級ハ

加藤松兵衛・高木鏞太郎・阿部萬次郎・瀧傳七・武内信太郎

件、左ノ如シ。

11 10 9 8 7 6 5 4 3

一、同 一、同 一、同 一、同 一、同 一、同 一、同 一、同 一、同

一、同 參菱

一、同 一、同 一、同 一、同 一、同 一、同 一、同 一、同 一、同

五菱

六菱

七菱

八菱

九菱

十參

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十四

二十五

二十五

二十六

二十六

二十七

二十七

二十八

二十八

二十九

二十九

三十

三十

三十一

三十一

三十二

長繩源之丞

大脇吉一郎

吉野忠之

森田市太郎

近藤梅二郎

消防組ニ要スル費用ハ日掛錢二分擔ス。

夜番費用ハ加藤・廣瀬・高木・姥原・阿部・武内・栗本ノ七名

ハ金拾貳菱ヅヽ、他ハ日掛菱ニテ徵集スル事。

一、工兵移轉問題ハ役場ノ指令ニヨリ撰舉シ、左ノ五名ヲ當選ト定ム。

一、同  
一、同  
一、同  
一、同  
一、同  
一、貳菱

平尾めい

河野ますよ

清水まさ

田中鉄次郎

勝野扣

十票

六票

五票

小川五郎三郎  
阿部萬次郎  
永田嘉兵衛  
磯部友次郎  
姥原久造  
浅野榮吉  
伊神行馬  
栗本勘兵衛  
勝野敏介  
廣瀬房次郎

加藤松兵衛

小川五郎三郎

阿部萬次郎

永田嘉兵衛

磯部友次郎

姥原久造

浅野榮吉

伊神行馬

栗本勘兵衛

勝野敏介

廣瀬房次郎

拾二票

拾壹票

拾壹票

七票

六票

五票

二級

武内信太郎

阿部萬次郎

小川五郎三郎

磯部友次郎

伊神行馬

姥原久造

浅野栄吉

大竹藤一

永田嘉兵衛

各務乙次郎

龍傳七

岡田金次郎

大塚甚左衛門

大竹金兵衛

山田寅次郎

岡田金次郎

大塚甚左衛門

大竹金兵衛

山田寅次郎

原田慶次郎

梅田・岩田・近藤・勝の

一票ツ、

計貳百七十五文

當日出席員左ノ如シ。

加藤松兵衛・高木鏞太郎・廣瀬房次郎・武内信太郎  
年長者 阿部萬次郎

加藤松兵衛・阿部萬次郎・廣瀬房次郎・龍傳七・浅野栄吉  
大竹藤一・各務乙次郎 計 七名

欠席 高木鏞太郎・武内信太郎・永田嘉兵衛

一級 浅野栄吉・大竹藤一・永田嘉兵衛・各務乙次郎・龍傳七

二級 加藤松兵衛・高木鏞太郎・廣瀬房次郎・武内信太郎

年長者 阿部萬次郎

明治二十四年五月六日町務委員臨時會ヲ開キ日掛錢ノ更正ヲ決議ス。

加藤松兵衛

磯部友次郎・高木鏞太郎・廣瀬房次郎

栗本勘兵衛・武内信太郎・姥原久造

阿部萬次郎

伊神行馬・小川五郎三郎

原田慶次郎・龍傳七・岩田支店

大塚甚左衛門・小池むめ

浅野栄吉・勝野敏介

大竹藤一・大竹金兵衛

各務乙次郎・梅田友吉・岡田金次郎

小嶋清三郎・小川宅次郎・永田嘉兵衛

加藤支店・長繩源之丞・大脇吉一郎

吉野忠之・森田市太郎・近藤梅次郎

平尾めい・河野ますよ・清水まさ

田中鉄二郎・勝の 扣

四厘

三厘

二厘

一厘

九厘

八厘

七厘

六厘

五厘

四厘

三厘

二厘

一厘

四厘

三厘

二厘

一厘

四厘

三厘

二厘

一厘

四厘

三厘

二厘

一厘

四厘

三厘

二厘

一厘

四厘

三厘

二厘

一厘

四厘

三厘

二厘

一厘

四厘

三厘

二厘

一厘

四厘

三厘

二厘

一厘

四厘

三厘

二厘

一厘

四厘

三厘

二厘

一厘

四厘

三厘

二厘

一厘

一厘

一厘

一厘

一厘

一厘

一厘

明治廿四年五月六日、廣瀬宅ニ於テ臨時集會ノ節

一、秋葉様代参之節

一、可睡齋(四)ヘ金壱円也。

右ハ祈禱料トシテ獻納スル事。又、支出ノ金ハ左ノ人名割ヨリ集

ムル事。

一、金八錢宛 加藤・廣瀬・高木・磯部・武内・阿部・栗本・姥原  
八名

一、金七錢宛 伊神・瀧・原田・大塚・小池・岩田・小川五郎三郎  
七名

一、四錢八厘宛 浅野・出口や・大竹藤・梅田・小川・勝の・各務・  
岡田・小嶋・山田 十名

一、參錢貳厘宛 加藤支店・永田・長繩・大脇・森田・近藤・平尾・  
河の・清水・田中・勝の支店・吉の 十二名

メ 金貳円壱錢六厘 残金壱菱六厘ハ賽錢ニする事。

注

(1) 一八八〇年(明治一二)太政官布告第一八号を以て制定された、

村会の組織・権限に関する事項を規定した法規。

(2) 議案の賛否を多数決で採る場合の議決権。

(3) 町内の必要経費を各家の経済力等に応じて徴集するためにはランク付して割り当てる。経済力等は変化するものがあるので、毎年そのランクの見直し改定を行なつた。

中本町には、一九二三年(大正一二)から一九六二年(昭和三七)迄の町内運営記録とでも云うべき『規約及議事録』が残されている。

これによると、一九三三年(昭和八)四月には次のように決議されている。「從来日一文ノ決議ハ、慣例ニヨリ席上決議ニヨリタルモ、自今公平ヲ期スル為メ、町等戸及所得ヲ參酌加味シ、慎重ニ慎重ヲ重ネ、其資料・負担力ニ重キヲ置キ、町務委員ノ最モ公平無私ニ決定スル事ヲ要ス。」

(4) 天野金平から各務ひさの六名は、原帳簿で並列に記されており、記載箇所からして、この時点では他所からの転入者であつたと推定される。

(5) 注3で記したように各家ごとにランク付されて集められた、今日で云う町内会費。

当町内には犬山祭に参加する車山(曳山)があり、これを維持・

運営していくには多額の経費を必要とした。従つてこの「日一文」は大体その費用に充てられ、原則として毎月徴集された。月毎に徴集したので「月掛」とも云われ(一八九五年記事)、また「日掛」(一  
代金)  
〔備外記載〕  
五円半。

九〇〇年記事)とも云われている。

一九二二年(大正一一)にはそれ迄の「日一文」の算定額を六割、新県税戸数割資力の算定額を四割として算出した額を「日一文」の金額に改定した。(前掲書『規約及議事録』)

(6) 町内の一遇に秋葉神社が祀られており、毎年、町内の者が代表して本社へ参拝に行つた。

一八九一年(明治二四)から記載された中本町の『第貳號諸勘定帳』に、秋葉山代参料一円二十五銭、秋葉山大札一枚・小札三十五枚・可睡斎大札一枚等十三銭とあり、「廿四年十月廿八日震災ニ付本町之如キ火災ヲ免レシニ據り、町内有志ヲ募リ、左記之通り有志會ヲ以、可睡斎大般若執行ヲ相願」(一八九一年一月一六日記事)とあり、

この代参は、町内の秋葉神社がなくなつた今日においても行われ、神札が町内各家に配布されている。(同町在住の加藤康夫氏談)

(7) 車山を解体して保管しておく蔵。一八九二年(明治二五)の記事では「車山蔵」、その三年後には「山庫」と表記されている。一般に「ヤマグラ」と云われる。

(8) 「八月祭礼」は旧八月二七日・二八日に行なわれた犬山祭であり、

「船祭」は愛知県津島の天王祭の巻きわら船を模した船を夜の木曽川に浮かべ、笛・太鼓で囃しを奏じて下つた三光寺祭。「川祭り」とも云つた。

前掲『規約及議事録』の一九五八年(昭和二三)七月には、次に要約するような記載がある。

市役所より保存費一萬五千円と花火が支給され、参加町内は中本町・熊野町。使用舟山の名称は青色。山組・山下しは町内全員で、

日比野晃：校訂『規約及議事簿』

両日共出不足金は百円。日一文は七月分・八月分二回ずつ集金。船賃は遊船会社へ問合せ。八匁のローソクを注文。若い衆手当七千円。当番手当五人分千五百円。高張提灯を二個作り、船山竹と軒竹(四二本)を注文。ところが一九日後には、船頭に山組・山下し、山材料の引取・取片付け一切を金六千円で交渉し一任することになった。

(三艘分の船賃五千円・船頭への祝儀三千円)

(9) 町内の全戸主が参加して行なう会合で、いわば町内の総会であり、この席上で諸々の重要な案件が決定される。食事が用意され町内全体の親睦を深める意味合いもあつた。

前掲『規約及議事録』の一九三三年(昭和七)四月には、「日待費用は区々トナリ、費用等ニ付キ意見百出ノ有様ナルモ、自今会費一人前金參十五錢以内トシ、其獻立ニ付テハ當番ニ委任スルハ勿論ナルモ、味噌汁・餠汁・五目飯位ノ程度トスル事。」とある。

(10) 車山は上山・中山・下山の三層からなつており、上山はカラクリが演舞し、中山ではカラクリを操り、下山で囃しを奏樂する。従つてここでは囃し方の任務を云う。

(11) 祭礼の時には、それぞれ役割があり、その任務が果たせない(役抜)時にその代償として金錢を支払うこと。

(12) 「ヤマオロシ」と云つて、祭礼の本楽が終わつた翌日に車山を解体して車山蔵に収納する。その後、「手子連「車山を曳く人達」は金鉢山(現白山平の山裾南西あたり、傘鉢の涼み台があつたので通称名となつた)で、歌妓を連れて野宴を張つたものである」(佐橋利英著『真先考』)

こうした車山の解体作業と祭礼行事の慰労会を含めて「ヤマオロシ」と云つていたようである。

(13) こうした等級分けによる委員選出方法は、中本町だけではなく、魚屋町においても一九〇五年（明治三八）から採用された。（拙稿『校訂「諸事集金帳』』＝中日本自動車短期大学論叢第一〇号所収）なお、中本町の等級別選挙は、前掲『規約及議事録』によると、一九三三年（昭和八）四月には、「日一文ノ級別ヲ廃シ、爾來一級二級ヲ改メ普通選挙トシ、町務委員ノ階級ヲ打破スルモノトス。」と決議され、改正された。

(14) 前掲書『第貳號諸勘定帳』に「廿四年十月廿八日震災ニ付、山藏全潰ニ相成」とあるように、濃尾大地震のために、これまでの山藏が全壊したので新築する必要があつた。そして、一八九四年（明治二七）から記載された中本町の『第三號諸精算帳』に一八九八年（明治三二）十一月七日「山藏上棟式御神札納殿義捐金額・姓名、左二」とあるから、この年に山藏は竣工したようである。

(15) 車山の下山（一層目）に掛けられる大赤幕の上部に掛けられる水引幕で、これには刺繡などが施されて豪華なもの。

(16) 曹洞宗の万松山可睡齋。一八七三年（明治六）に秋葉寺より火防神である三尺坊大権現を迎えて境内に安置した。この秋葉三尺坊はこの寺の守護神であるばかりでなく、広く大衆の信奉するところとなつた。

本稿作成にあたり、星野義孝氏・伊藤裕規氏・加藤康夫氏に御協力をいたいたことを記し、ここに深く感謝します。